

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条第三項の規定による電磁的方法による重要事項の提供等を定める規則

(電磁的方法による重要事項の提供)

第一条 軽費老人ホームは、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。)第十三条第三項(条例附則第十条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により同条第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法(次条に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 電磁的方法のうち軽費老人ホームが使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、条例第十三条第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法)

第二条 条例第十三条第三項の規則で定めるものは、次の各号に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに掲げるもの

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第十三条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第十三条第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。